

広島

過払い状態で契約したおまとめローンを錯誤無効とした判決 広島地裁平成21年12月11日判決（被告控訴）

1. 本件の事案は、以下のとおりです。

原告甲は、98年ころ以降、被告CFJのほか、三洋信販、アコム、アイフル、しんわ、エイワの計6社との間で借入と返済を継続していたところ、06年1月18日、被告から年14%の金利で借入をして債務を一本化する、いわゆるおまとめローンの契約をした。この契約の時点での原告甲の各業者に対する債務の約定残高は、被告が約65万円、他5社の合計額が約255万円であり、被告は、他5社の約定残高を、各業者に直接支払った。

しかし、利息制限法による引き直し計算をすると、おまとめローン契約時、被告に対し約42万円、他社のうち3社に対し合計約31万円の過払い金が発生しており、2社に対しては合計約40万円の債務が残るが、全体としては過払い状態であった。

この契約の際、原告甲は、被告から求められ、やむなく原告乙（原告甲の実母）に連帯保証人になってもらい、原告乙の居住する原告乙名義の土地・建物に根抵当権を設定した。

その後、原告甲は他社からの借入を再開し、他社の債務について弁護士に任意整理を依頼し、他社の債務をなくすことはできたが、その後被告への支払が滞り、被告から不動産の競売申立をされるに至った。

そこで、抵当権実行禁止仮処分申立により競売手続を停止させたうえ、公序良俗違反、錯誤等を根拠に、債務

不存在確認、根抵当権設定登記抹消等を求めて本訴提起した。

2. 判決要旨は、以下のとおりです。

本件各契約（消費貸借契約、連帯保証契約、根抵当権設定契約）時に利息制限法による引き直し計算を行ってれば、既存債務の弁済を行う必要はなく、本件各契約を締結する必要がなかった。本件各契約は、最判平成18年1月13日の後に締結されているので、みなし弁済により約定残高を支払わなければならないと信じられていたとは言えない。

原告甲及び乙は、債務の約定残高約320万円を支払わなければならないものと誤信し、支払の負担を軽減するため、被告と本件各契約を締結したのであるから、動機の錯誤がある。そして、その動機は少なくとも黙示的には表示されていたと言えるし、被告も原告らの動機を認識していた。

したがって、本件各契約は原告らに要素の錯誤があったものとして無効である。原告甲の貸金債務、原告乙の保証債務は存在せず、根抵当権設定登記は抹消できる。

なお、過剰貸付であることや、居住用不動産に根抵当権を設定したことなどを根拠に、公序良俗違反の主張もしましたが、これは認められませんでした。

椋 大樹（広島）